

第5次計画策定にあたって

松江市では、市民が豊かで多様な地域資源に恵まれた暮らしを楽しみ、誇りを持てる環境づくりを基点に、総合計画（2017-2021）の中で将来像「選ばれるまち 松江」の実現をめざしています。

その中の基本施策のうち、子育て、健康、福祉分野では「子育て環境日本一の実現」や「自立を支えるセーフティーネットの整備」「誰もが活躍できる社会の実現」「健康都市まつえの推進」「地域で支え合う福祉体制づくり」「安全に安心して生活できる環境づくり」を掲げており、各政策を推進しているところです。また、平成30年4月に中核市となり、さらに、同年12月には中枢中核都市に選定されました。地方の拠点都市として今後も行政サービスの質の向上が求められています。

この「第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、総合計画の理念に基づき、健康福祉や子育て分野に関連した計画の上位計画として位置づけて策定したものです。人口減少や少子高齢化が進む中、生活上の課題は、ますます多様化、複雑化しています。そのような状況においては、様々な問題を点で捉えるのではなく面で捉え、分野を越えた横の連携が大変重要だと考えています。そのため、人づくり・地域づくりや、高齢者・障がい者・児童・その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について総合的に掲載しています。

また本市では、地域福祉の推進に欠かせない最も重要な視点は「孤立を防ぐ」ことであると捉えており、平成16年3月に策定した松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画「まつえ福祉未来21プラン～みんなでやらこい福祉でまちづくり～」からその取り組みを進めてきたところです。

この「第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中では、特に「包括的な支援体制をつくる」として、全世代・全対象型地域包括支援や総合相談の構築に向けた関係機関の連携強化を拡充し、重点的に推進していくこととしています。加えて、身近な場所で気軽に過ごせる居場所づくりとして、悩みを抱える人や支援が必要な人が、地域の人たちや同じ立場の人たちとつながるための取り組みも拡充します。

また、成年後見の利用の促進に関する法律及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」、「地方再犯防止推進計画」を、地域福祉計画と一体的に策定いたしました。

今後は、「みんなでやらこい 福祉でまちづくり」の理念のもと、誰もが役割を持ち、地域福祉活動への参加を通して、その人らしく尊厳ある人生をおくることができる地域共生社会の実現をめざして、市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、関係団体や地域住民の皆様と共に、共創・協働の手法により取り組みを推進してまいります。

終わりに、この計画の策定にあたってご尽力いただきました松江市社会福祉審議会委員長の島根大学加川充浩准教授をはじめ、オブザーバーの同志社大学上野谷加代子教授、社会福祉審議会委員の皆様、ワークショップ等に参加いただいた皆様、貴重なご意見をいただきました関係機関や市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。



令和2年3月
松江市長 松浦正敬

急速な少子高齢化の進行に加え、核家族や単身世帯の増加、住民相互のつながりの希薄化など地域福祉を取り巻く環境の大きな変容に伴い、虐待や孤独死、ひきこもりといった新たな課題が顕著になっております。また、認知症の問題や児童虐待、生活困窮をはじめ、ダブルケアや8050問題に象徴されるように市民のみなさんが抱える困り事が複雑・多様化しています。そのような社会的背景を受けて、地域において住民同士が支えあい、それぞれが生きがいを持って暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す取組みが重要になっています。地域の皆様の力を結集して、地域住民の一人ひとりが「支え手」「受け手」という関係を超えて、主体的に地域課題を把握し、自治会、ボランティア、行政をはじめとする多種多様な機関と連携し、それぞれの地域特性にあわせてお互いに支えあうコミュニティの再構築を推し進める必要があります。

社会福祉法人松江市社会福祉協議会では、「第5期松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を松江市と一体的に策定し、地域福祉を総合的に推進するための両輪として、松江市とともに進めてまいりました。今回の策定では、本会が地域福祉を進める合言葉「福祉でまちづくり」を念頭に置き、地域で暮らすすべての人がお互いに関係しあい、つながり合えるような計画としました。地域での支えあい活動が今以上に進展するためには、新たな取組が必要です。住民同士や福祉団体等とのネットワーク構築はもとより、住民同士で地域福祉について話し合える場、誰もが活躍できる場、福祉の心を育む学びの場が地域で積極的に展開できるよう考えております。また、本会では、松江市とともに国のモデル事業の指定を受け「ふくしなんでも相談所」を開設し、断らない相談、伴走型支援を継続的に行い専門職や住民の皆さまと連携しながら総合的な相談支援体制の確立を目指していきます。

これまで培われてきた基盤をもとに、将来の社会情勢の変化の中でも地域の支え合いを持続・発展できる地域社会の実現に向け、今後、本計画に基づき本市の強みである「住民参加力」を活かして、誰もが役割と生きがいを持って暮らし続けることができる取組みを推進してまいります。そのためには地域住民、民生委員・児童委員、福祉推進員などの各種団体、関係機関の皆さまと分野を超えて緊密な連携を図りながら取り組むことが重要となりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました松江市福祉審議会委員をはじめ、関係者の皆さま、市民ワークショップ等で貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに、心からお礼申しあげます。



令和2年3月
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会
会長 加藤 滋 夫

この度、「第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が策定されました。策定は2019年4月から開始されました。そこから1年間の議論を経て、計画を完成することができました。なお、松江市は2018年度から中核市に移行しました。そのため、第4次計画までの「計画策定委員会」はなくなりました。代わりに「社会福祉審議会」が計画の策定を担いました。このことも含め、今回は、第4次計画策定時とは異なる状況がありました。第5次計画には、それらも反映させてあります。特に、次の3点について述べて、本計画の特徴を解説しておきます。

第一は、「総合相談」の機能を盛り込んだことです。第1次計画の中でも「地域福祉ステーション」が描かれました。しかし、この間、議論はしてきたものの明確に具体化しませんでした。2006年に地域包括支援センターが設置され、「これを中核に」という構想もありました。今回、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に取り組んだこともあり、ある程度の総合相談機能の形がみえてきました。一つめには「ふくしなんでも相談所」を設け、多様な課題を集約する窓口を設けたこと。二つめには、その窓口には住民活動を支援する地域担当ワーカーも机を置くこと。これは社協の組織改編を伴いました。三つめには、単一の相談機関では解決が難しい場合は、専門職が連携する場を設定すること、の3つからなります。生活課題を多様な組織・機関により解決する。そうした仕組みが根付くことを期待します。

第二には、生活課題を抱える一人ひとりへの支援に関する施策・活動を定めました。2015年度には生活困窮者自立支援法が施行されました。また認知症高齢者や障害を持つ人が、成年後見制度を利用する際の支援も必要です。生活に困難を抱える人を、地域で受け止め、支援することが地域福祉領域でも重要視されています。

そのため、第三には、「居場所」「拠点」の機能を強調しました。たとえば、引きこもりの人が、安心して過ごすことのできる場所をどうつくるか、といったことです。子ども食堂も第4次計画の間に急速に広まりました。そうした居場所づくりに、住民・事業者・行政が協働して取り組む。そのために、この計画書を活用いただけると幸いです。

この計画も第5次となりました。全国的にみても、ここまで回数を重ねた計画は少ないと思われる。第1次計画の策定は、2002年に着手されました。当時は、上野谷加代子先生（現・同志社大学教授）が策定委員長でした。私がそれを引き継いで以降も、オブザーバーを務めていただきました。今年度末には、同志社大学を無事、ご退職なされます。これを機に、これまでのご尽力に改めて感謝申し上げます。

最後になりましたが、計画策定過程にご参加いただいた市民の皆さまと、取りまとめいただいた事務局の皆さまに御礼申し上げます。



令和2年3月
松江市社会福祉審議会委員長
島根大学人間科学部准教授 加川 充 浩

目次

第1章 第5次計画策定にあたって

第1節 地域福祉計画・地域福祉活動計画について	1
第2節 第4次計画の検証	4
第3節 計画の位置づけ	
(1) 法的根拠	9
(2) 他計画との関連	9
第4節 計画の期間	12
第5節 推進体制	12

第2章 基本的な考え方

第1節 基本理念	13
第2節 基本目標	14
第3節 計画の体系	15
第4節 数値目標	16

第3章 進めるべき方策

【基本目標1】人づくり・地域づくりを推進する

1. 福祉教育・学習の推進	17
2. ボランティアの育成・参加促進・コーディネート強化	18
3. 自治会活動の活性化	20
4. 公民館・地区社協等を拠点とした地域福祉活動の推進 ・活動拠点の確保	22
5. 地域の居場所づくり	23
6. 地域リーダーの育成	27
7. 企業・社会福祉法人の社会貢献の促進	28
8. NPO・JA・生協等諸団体との共創・協働	29
9. 寄附文化の醸成	30
10. 要配慮者支援の推進	31

【基本目標2】包括的な支援体制をつくる

1 1. 全世代・全対象型地域包括支援や総合相談の構築に向けた 関係機関の連携強化	33
1 2. 地域包括支援センター機能の充実	36
1 3. 制度の狭間にある生活課題への対応	38

【基本目標3】福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う

1 4. 権利擁護の取り組みの充実	41
1 5. 成年後見制度の充実	43
1 6. 効果的な情報提供・情報共有化の推進	44

【基本目標 4】生活課題の解決に向けた取り組みを推進する	
17. 子育て・子育て支援の充実	46
18. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現	47
19. 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策	50
20. 生活困窮者への生活支援の充実	53
21. 再犯防止施策の推進	54
22. 自死に追い込まれることのない社会の実現	55
【基本目標 5】安心して住み続けられるまちづくりをめざす	
23. 住宅・生活環境の整備	56
24. 移動手段の確保	57
25. 防災・防犯体制の充実	58

第4章 第5次地区地域福祉活動計画

第1節 第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画との関連について	60
第2節 計画の位置づけ	60
第3節 地区社会福祉協議会会長会からの提言	61
第4節 各地区地域福祉活動計画	65
松東(川津 65・朝酌 66・持田 67・本庄 68・島根 69・美保関 70・八束 71)	
中央(城東 72・城北 73・城西 74・白潟 75・朝日 76・雑賀 77)	
松北(法吉 78・生馬 79・古江 80・大野 81・秋鹿 82・鹿島 83)	
松南(津田 84・古志原 85・竹矢 86・大庭 87・八雲 88・東出雲 89)	
湖南(乃木 90・忌部 91・玉湯 92・宍道 93)	

参考編

策定スケジュール	94
ワークショップ開催内容	95
松江市社会福祉審議会条例	98
松江市社会福祉審議会運営規程	100
松江市社会福祉審議会委員名簿	101
第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定オブザーバー	101
データ(人口/高齢者/子ども/障がいのある人/生活保護/健康/地域/その他)	102